

平成22年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山市の実家に滞在していた申立人ら（大人1名、子供2名）が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 中間指針追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用

期 間 自 平成23年 3月11日

至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人X1に対して金8万円、同X2及び同X3に対してそれぞれ金40万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月13日

（仲介委員 尾野恭史）